

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年11月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400031号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400064号

## 第1 結論

1 請求期間①から⑩までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑩までに係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の請求期間①から⑩までに係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から⑤までについて、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額からそれぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②から⑤までに係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月  
② 平成29年8月  
③ 平成29年12月  
④ 平成30年8月  
⑤ 平成30年12月  
⑥ 令和元年8月  
⑦ 令和元年12月  
⑧ 令和2年8月  
⑨ 令和2年12月

⑩ 令和3年8月

⑪ 令和3年12月

各請求期間においてA社に勤務し、賞与の支給を受けていたにもかかわらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑪までについては、請求者から提出された賞与に係る明細書及び日本年金機構の回答により、請求者はA社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑨までの賞与支給年月日については、賞与支給日を特定できる資料等が得られなかったため、賞与支給月の月末(別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日)と認定し、請求期間⑩及び⑪の賞与支給年月日については、前述の賞与に係る明細書により確認できる支払日により、別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日とすることが妥当である。

一方、請求期間①から⑪までに係る標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑪までに係る標準賞与額について、請求者から提出された賞与に係る明細書により確認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所に対する事業主の回答から判断すると、事業主は当該期間について、年金事務所に対し請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出及び厚生年金保険料の納付を行っていないと認められることから、年金事務所は当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑤までについては、前述の賞与に係る明細書により、請求者は、A社から別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日に同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)について、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給年月日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正による 標準賞与額	厚生年金保険法 75条本文 訂正による 標準賞与額
①平成28年12月	平成28年12月31日	5万円	5万1,000円	5万円	—
②平成29年8月	平成29年8月31日	15万円	14万8,000円	14万8,000円	15万円
③平成29年12月	平成29年12月31日	10万円	9万8,000円	9万8,000円	10万円
④平成30年8月	平成30年8月31日	10万円	9万8,000円	9万8,000円	10万円
⑤平成30年12月	平成30年12月31日	13万円	12万7,000円	12万7,000円	13万円
⑥令和元年8月	令和元年8月31日	10万円	10万8,000円	10万円	—
⑦令和元年12月	令和元年12月31日	15万円	15万円	15万円	—
⑧令和2年8月	令和2年8月31日	10万円	11万8,000円	10万円	—
⑨令和2年12月	令和2年12月31日	15万円	16万4,000円	15万円	—
⑩令和3年8月	令和3年8月12日	10万円	12万9,000円	10万円	—
⑪令和3年12月	令和3年12月30日	15万円	15万円	15万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400357 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2400012 号

## 第1 結論

昭和 58 年\*月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年\*月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間に居住していたA町(現在は、B市)のC地区に国民年金保険料の納付組合があり、保険料は当該組合長が組合員全員分の保険料を集金してA町役場に納付していた。請求期間に国民年金の記録がないが、両親が自分と合わせて3人分の保険料を組合長の自宅に持参して納付していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に居住していたA町のC地区に国民年金保険料の納付組合があり、両親が当該組合長に保険料を納付していた旨主張しているところ、同町に係る昭和 55 年度までの国民年金保険料納入簿、両親に係る国民年金被保険者名簿等により、請求者の両親については、同地区にあった納付組織を通じて保険料を納付していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間当時、国民年金の加入手続を行った者には国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出される取扱いとなっていたことから、A町で国民年金の加入手続を行い国民年金番号が払い出された被保険者が記載されている「国民年金被保険者台帳管理簿」を確認したが、請求期間に同町で国民年金番号が払い出された者の中に請求者の氏名はない上、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、請求者の当該基礎年金番号に係る被保険者記録に国民年金の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名及び類似の氏名による検索を行ったが、請求者に国民年金番号が払い出されたことは確認できないほか、B市は、請求者に係る国民年金の記録が確認できる資料及びA町における納付組織の組合員等が確認できる資料はないと回答しており、請求者について国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから判断すると、請求者は請求期間において国民年金に加入しておらず、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。